

## 関市債券運用指針（令和8年2月16日決裁）

関市債券運用指針（令和3年3月1日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この指針は、本市が管理する基金及び歳計現金（以下「基金等」という。）の資金を対象とすることにより購入する債券に関し基本的な事項について定めるものとする。

（基金等の運用原則）

第2条 会計管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める原則によって基金等を運用するものとする。

- （1） 安全性 資金の安全性を確保するため元本が保証される金融商品により運用すること。
- （2） 流動性 将来の資金需要による現金化に即応できるよう、定期預金とのバランスを考慮して運用すること。
- （3） 効率性 より良い運用収益を求めめるため、運用先の種類、利回り及び運用期間を精査して運用すること。

（債券の運用方針）

第3条 債券の運用方針は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 購入する債券は、国債、地方債、政府保証債（政府が元本及び利子の支払を保証する債券をいう。）、地方公共団体金融機構債（地方公共団体金融機構が発行する政府の保証がない債券をいう。以下同じ。）、財投機関債（財投機関が発行する政府の保証がない債券をいう。）その他元本償還が確実な債券とすること。
- （2） 購入する債券は、原則として償還年限が10年以内とすること。
- （3） 債券運用額は、基金総額の50パーセント以内とすること。

（債券の取得及び売却）

第4条 債券の取得及び売却は、関市公金管理運用委員会設置要綱（令和7年7月17日決裁）に基づく関市公金管理運用委員会（以下「委員会」という。）に諮った上で市長決裁を受けるものとし、国債、地方債その他の債券の取得については、次のとおりとする。

- （1） 国債は、入札により発行されるため、オーバーパー債（額面単価が100円を上回る債券をいう。）を取得する場合は、年度内に払われる初回の受

取利息で償却差損を償却できるものに限ること。

(2) 地方債の新発債は、表面利率とポートフォリオを考慮し購入すること。

(3) 国債、地方債以外の債券は、債券運用総額の20パーセント以内とすること。

(4) 地方公共団体金融機構債は、地方債とみなすこと。

(5) 当分の間、電力債の新規購入はしないものとする。

2 債券の売却損失は、一括運用する基金の運用収益を使用して償却を行うことができる。ただし、売却損失額が額面金額の5パーセントを超える場合は、委員会に諮った上で、市長の決裁を要するものとする。

3 債券市場の変動に応じた対応においては、債券利回りの大幅な変動には、総合的な観点から対処するものとする。

(債券の管理)

第5条 債券を購入したとき又は満期若しくは期中売却したときは、別に定める債券管理台帳に債券ごとに次の事項のうち確定した事項を遅滞なく記入し、会計管理者の決裁を経て保管するものとする。

(1) 購入債券の名称

(2) 購入日及び購入単価

(3) 購入理由

(4) 運用期間又は残存期間

(5) 満期又は売却日

(6) 償還価格又は売却価格

(7) 償還差額の会計処理方法

(8) 受取利息

(9) 債券売却益

(10) 運用期間中の利回り

(11) 期中売却の場合はその理由

(見直し)

第6条 委員会は、この指針の規定について、少なくとも年1回以上債券市場の状況等を勘案して見直しの検討を加えるものとする。

附 則

この指針は、令和8年2月16日から施行する。